

平成30年3月29日
資料提供

総務課 行政情報サービスセンター 担当：長田 内線：3384 直通：225-1236
--

石川県個人情報保護審査会からの答申

石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第6条（利用及び提供の制限の例外事項）第1項第8号並びに条例第7条（電子計算機等の結合による提供の制限）第2項に基づく諮問について、本日、石川県個人情報保護審査会会長（鴨野幸雄金沢大学名誉教授）から、下記の答申がなされました。

答申の内容は、平成30年1月30日に開催された第43回石川県個人情報保護審査会において決定されたものであり、答申の概要及び内容は別紙のとおりです。

記

答申第41号

森林簿等の外部への提供についての諮問

答申第42号

森林簿等の電気回線通信を用いた外部への提供についての諮問

答 申 第 4 1 号
平成30年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会
会長 鴨 野 幸 雄

森林簿等の外部への提供について（答申）

平成30年1月24日付森管第2788号で知事から諮問（個人情報保護条例第6条第1項第8号関係）のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

諮問のあった別紙の事務については、公益上の必要その他相当の理由があり、妥当な内容と認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

2 審査会の意見

- (1) 森林簿等（森林簿、森林基本図、森林計画図）は森林法に基づく地域森林計画の作成に必要な参考資料であり、これらの外部への提供は持続可能な森林経営を確立し、森林の持つ公益的機能を十分に発揮するために必要であると認められる。
- (2) 別紙の提供先8については、同1～7に準ずる者で、提供することに特別の理由があると認める場合などに限定すべきである。
- (3) 今回の諮問事項について、実施機関は個人情報の提供にあたり、提供先に対し当該個人情報の管理について適正な措置を講ずるよう求めるとともに、今後とも適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるよう要請する。

事務名	森林簿の作成事務(諮問第42号)	主務課	農林水産部森林管理課
-----	------------------	-----	------------

提供先	提供する個人情報	提供する必要性
1. 市町	森林簿等に含まれる森林所有者の氏名・名称、住所、森林の地番、面積、樹種、材積等	林地台帳の作成のため
2. 市町以外の行政機関		森林所有者の特定等に係る公務に資するため
3. 森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者		施業の集約化によって効率的な林業経営を図り、適切な森林整備を推進し、また森林の有する公益的機能の維持増進を図るため
4. 権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者		
5. 林業団体(森林組合、林業事業体、森林研究・整備機構、石川県林業公社、石川県森林組合連合会)		
6. 公共業務受託者		県内の森林・林業に係る事業及び活動に資するため
7. 大学等において学術研究に従事する者	森林簿等に含まれる森林の地番、面積、樹種、材積等	学術研究その他公益上必要と認められる業務等に資するため
8. その他森林管理課長が認めた者		

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第41号）

森林簿等の外部への提供についての諮問（諮問第42号）

1 諮問事項

森林簿の作成事務に関する利用及び提供の制限の例外事項（石川県個人情報保護条例第6条第1項第8号）の適用について

2 担当課

農林水産部森林管理課

3 諮問等の経過

（1）平成30年1月24日 諮問

（2）平成30年3月29日 答申

4 提供先

別紙のとおり

5 提供する個人情報

別紙のとおり

6 提供する必要性

別紙のとおり

7 諮問に係る審査会の判断結果

諮問のあった標記の事務については、公益上の必要その他相当の理由があり、妥当な内容と認められる。

8 審議経過

審査回数 1回

答 申 第 4 2 号
平成30年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会
会長 鴨 野 幸 雄

森林簿等の電気回線通信を用いた外部への提供について（答申）

平成30年1月24日付森管第2788号で知事から諮問（個人情報保護条例第7条第2項関係）のあった標記の件について、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

記

1. 審査会の結論

諮問のあった別紙のシステムについては、公益上の必要性その他相当の理由があり、妥当な内容と認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

2. 審査会の意見

- (1) 別紙のシステムによる森林簿等の提供は、県、市町、林業団体等がそれぞれ管理する情報を共有し、効率的な森林の経営を可能とするために必要であると認められる。
- (2) 今回の諮問事項について、実施機関は個人情報の提供にあたり、提供先に対し当該個人情報の管理について適正な措置を講ずるよう求めるとともに、今後ともセキュリティ対策をはじめ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるよう要請する。

事務システム名	森林クラウドシステム(諮問第43号)	主務課	森林管理課
---------	--------------------	-----	-------

提供先	提供する個人情報	提供する必要性
1. 市町	森林簿等に含まれる森林所有者の氏名・名称、住所、森林の地番、面積、樹種、材積等	林地台帳の作成のため
2. 森林所有者又は森林所有者から経営の委託を受けた者		施業の集約化によって効率的な林業経営を図り、適切な森林整備を推進し、また森林の有する公益的機能の維持増進を図るため
3. 権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者		
4. 林業団体(森林組合、林業事業体、森林研究・整備機構、石川県林業公社、石川県森林組合連合会)		

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第42号）

森林簿等の電気回線通信を用いた外部への提供についての諮問（諮問第43号）

1 諮問事項

「森林クラウドシステム」の運用に関する電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項（石川県個人情報保護条例第7条第2項）の適用について

2 担当課

農林水産部森林管理課

3 諮問等の経過

- (1) 平成30年1月30日 諮問
- (2) 平成30年3月29日 答申

4 提供先

別紙のとおり

5 提供する必要性

別紙のとおり

6 提供する個人情報

別紙のとおり

7 諮問に係る審査会の判断結果

本システムについては、公益上の必要性その他相当の理由があり、妥当な内容と認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

8 審議経過

審査回数 1回